

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	特別充てん許可
根拠法令・条項	高圧ガス保安法 第48条 第5項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第48条第5項の規定による特別充てんの許可については、法第49条第2項に該当していることを許可の基準とする。
標準処理期間	14日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	